

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{フリガナ} 株式会社 MIZUHA 工業
 住所 619-0216 京都府 木津市 洲見台一丁目17番地13
 代表者氏名 ^{フリガナ} 代表取締役 三浦 宏紀
 電話番号 0774-71-0137
 FAX番号 0774-79-0020
 メールアドレス miurakougyou@flute.och.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

フリガナ
申請者 氏名又は名称 ^{ミズハ}株式会社 MIZUHA工業

住 所 〒619-0216 京都府木津川市洲見台一丁目17番地13

フリガナ
代表者 氏名 代表取締役 ^{ミウラ ヒロキ}三浦 宏紀

電話番号 0774-71-0137

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 取締役 ミウラ ヒロキ 三浦 宏紀 ミウラ ショウコ 三浦 章子	
事業の範囲 管工事業, 土木工事業	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 MIZUHA 工業
上記事業所の所在地	郵便番号 619-0216 住所 京都府木津川市洲見台-丁目1番地13 電話番号 0774-71-0137 FAX 番号 0774-79-0020 メールアドレス miurakougyou@flute.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
三浦 宏紀	第 194557 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	郵便番号 住所 電話番号 FAX 番号 メールアドレス
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考)この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 年 月 日 現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
運搬車両	トラック (ダンプ)	3t	1台	
	トラック	350kg	1台	
掘削機械	バックホウ	0.1m ³	1台	
	スコップ		3個	
切断器具	電動ハンマー		1個	
	金切のこ		3個	
	電子セーバー		1個	
	塩ビカッター		3個	
	高速カッター		1個	
加工用機械	ディスクグラインダー		1個	
	アスファルトカッター		1個	
	ハイアール（切り機）	1/2 ~ 2	1台	
	アスリ		1個	
接合器具	リマー	13 ~ 50	2個	
	トーチランフ		1個	
	ハイフレンド		3個	
試験用具 測定用具	モンキーレンチ		3個	
	断水機		1個	
	水圧テストポンプ		1台	
	スタフ		3本	
その他	巻尺		2個	
	水平器		3個	
	発電機		10台	
	高圧洗浄器		10台	
	ランマー		10台	
	敷鉄板		2枚	
	工事用看板		5枚	
	矢板		8枚	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号
イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 MIZUHA 工業

住 所 京都府 木津川市 洲見台一丁目17番地13

代表者氏名 代表取締役 三浦 宏紀

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

京都府木津川市州見台一丁目17番地13
株式会社MIZUHA工業

会社法人等番号	1300-01-071936
商号	株式会社MIZUHA工業
本店	京都府木津川市州見台一丁目17番地13
公告をする方法	官報に掲載してする。
会社成立の年月日	令和4年6月2日
目的	1. 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、防水工事業、塗装工事業、土木工事業、造成工事業、管工事業、上下水道工事業、舗装工事業 2. 労働者派遣事業 3. 人材の募集に関する情報提供サービス業 4. 各種イベントの企画及び運営、管理の請負業 5. 不動産の賃貸及び管理業 6. 飲食店の経営 7. 前各号に附帯関連する一切の事業
発行可能株式総数	3000株
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 300株
資本金の額	金300万円
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。
役員に関する事項	取締役 三浦宏紀 取締役 三浦章子 京都府木津川市州見台一丁目17番地13 代表取締役 三浦宏紀
登記記録に関する事項	設立 令和4年6月2日登記

京都府木津川市州見台一丁目17番地13
株式会社MI ZUHA工業



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(京都地方法務局管轄)

令和 4年 6月10日

京都地方法務局木津出張所

登記官

中 島 昌 文



株式会社MIZUHA工業定款

この定款の写いは、原本に相違ありません。

令和4年6月16日

株式会社 MIZUHA工業
代表取締役 三浦宏紀



令和4年5月20日 作 成

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社M I Z U H A工業と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、防水工事業、塗装工事業、土木工事業、造成工事業、管工事業、上下水道工事業、舗装工事業
2. 労働者派遣事業
3. 人材の募集に関する情報提供サービス業
4. 各種イベントの企画及び運営、管理の請負業
5. 不動産の賃貸及び管理業
6. 飲食店の経営
7. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を京都府木津川市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができ

る者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障が

あるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第18条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は、4名以内とする。

(資格)

第21条 当社の取締役は、当社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の選任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第24条 当社に取締役2人以上いるときは代表取締役1人を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当社を代表し、会社の業務を統轄する。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第28条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の価額及び資本金の額)

第29条 当社の設立に際して出資される財産の価額は金300万円とし、その全額を資本金とする。

(最初の事業年度)

第30条 当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和5年5月31日までとする。

(発起人)

第31条 当社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

京都府木津川市州見台一丁目17番地13

三浦宏紀

京都府木津川市州見台一丁目17番地13

三浦章子

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社M I Z U H A工業を設立のため、発起人三浦宏紀外1名の定款作成代理人である司法書士加川 信義は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年5月20日

発起人 京都府木津川市州見台一丁目17番地13
三浦宏紀

発起人 京都府木津川市州見台一丁目17番地13
三浦章子

上記発起人2名の定款作成代理人

京都府木津川市相楽台二丁目1番地14
司法書士 加川 信義



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第194557号
交付年月日 平成13年 2月27日
本 籍 京都府
フリガナ ミウラ ヒロキ
氏 名 三浦 宏紀
生年月日 昭和55年 2月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

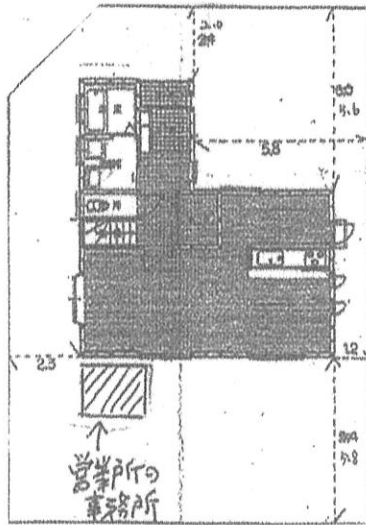


別記様式第1号-2(第4条関係)

営業所の平面図及び付近見取図

平面図

面積 200 m²



付近見取図

近鉄京都線 高の原 駅下車 バス・徒歩 15~20分



- (注) 1 営業所の写真は外部及び内部の状態がわかるものを数枚。
2 平面図は、間口及び奥行きの寸法、机の配置状況等を記入すること。
3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れて分かりやすく記入すること。



NO.

切断機械



NO.

NO.



NO.

工事車両



NO.

NO.

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 氏名又は名称 ^{ミズハ} 株式会社 MIZUHA 工業
 住所 〒619-0216 京都府木津川市洲見台一丁目17番地13
 代表者氏名 ^{ミウラヒコキ} 代表取締役 三浦 宏己
 電話番号 0774-71-0137
 FAX番号 0774-79-0020
 メールアドレス mirakougyou@flute.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者 株式会社 MIZUHA工業
〒619-0216
京都府津川市川見台-田代番地13
代表取締役 三浦 宏紀

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 MIZUHA 工業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
三浦 宏紀	第194557号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第194557号
交付年月日 平成13年 2月27日
本 籍 京都府
フリガナ ミウラ ヒロキ
氏 名 三浦 宏紀
生年月日 昭和55年 2月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

